

就学援助費支給制度のお知らせ



印西市では、経済的な事情で、学校で必要となる諸経費についてお困りの保護者に就学援助費の支給を行っています。

●対象者

印西市に居住し、かつ住民票がある場合で、印西市立小中学校に在籍する児童生徒の保護者又は印西市立小学校に入学予定の幼児の保護者のうち、次のいずれかに該当する保護者です。

- ①生活保護法による保護を受けている保護者（**要保護**）
- ②生活保護法による保護が停止又は廃止を受けて3カ月に満たない保護者（**準要保護**）
- ③経済的理由により生活が困窮していて就学援助が必要と認められる保護者（**準要保護**）

●基準額の目安

家族人数	2人	3人	4人	5人
家族構成	母30代、小学生1人	母40代、小学生1人、中学生1人	父40代、母30代、小学生2人	父40代、母30代、小学生2人、中学生1人
所得	170万円	240万円	280万円	360万円

※あくまでも目安です。世帯の状況（人数、年齢、持家・賃貸）により異なります。

※申請前に個々の世帯の基準額を仮算定することはできません。

●支給内容・支給額

支給費目	認定区分		対象者	支給金額	
	要保護	準要保護		小学校	中学校
学用品・通学用品費	—	○	全学年	13,900円（年額）	25,000円（年額）
新入学児童生徒学用品費	—	○	第1学年	57,060円	63,000円
新入学予定者学用品費	—	○	小学校入学予定者	57,060円	—
校外活動費	—	○	全学年	交通費・宿泊費・見学料等の実費の全額	
修学旅行費	○	○	最終学年		
クラブ活動費	—	○	該当学年	1,380円を上限に 実費の全額	15,075円を上限に 実費の全額
通学費	○	○	小学生→4km以上 中学生→6km以上	実費の全額 ※通学に利用する交通機関の旅客運賃	
医療費	—	○	全学年	実費の全額	
日本スポーツ振興センター共済掛金	○	○	全学年	実費の全額	

※ 新入学児童生徒学用品費と日本スポーツ振興センター共済掛金は、4月に申請した場合のみ支給となります。

※ 小学校入学前に「新入学予定者学用品費」を受給した場合は、新入学児童生徒学用品費は対象外になります。

※ 学用品・通学用品費は、認定月により月割りになります。

※ 集金により学校で一括購入する物の他に保護者が購入した学用品、通学用品、部活動用品も対象となりますので、レシートや領収書等は保管してください。

※ クラブチームなどの費用はクラブ活動費の対象になりません。

※ 医療費は、トラコーマ、結膜炎、白せん、かいせん、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯、寄生虫病が対象です。対象となる疾病で治療を受ける際は、必ず事前に学校に申し出て、学務課が発行する「医療券」の交付を受けてから医療機関を受診してください。

※ 支給対象は、認定適用月以降のもののみとなります。

●申請方法

【電子申請の場合】

下記の書類をご準備のうえ、右記2次元コードから申請してください。

- ①保護者の振込口座の通帳もしくはキャッシュカード
- ②マイナンバーのわかるもの（今年の1月1日時点で印西市に住民票がない場合）

※4月～6月までの申請の場合は前年の1月1日時点で印西市に住民票がない場合

【紙申請の場合】学務課に申請書を提出。※令和8年度から学校提出ではありません。

※申請書は、学務課、各学校で配布しています。市のホームページからダウンロードすることもできます。



●申請と認定期間

要保護：1学期申請（4月）に申請してください。

年度途中に生活保護法による保護を受けた場合は、速やかに申請してください。

準要保護

- ・1学期申請（4月）に申請した場合 認定期間は4月から7月末まで。
- ・1学期申請（5月～6月）に申請した場合 認定期間は申請した次の月から7月末まで。
- ・2学期以降申請（7月～2月）に申請した場合は、認定期間は申請した次の月から3月末まで。
- ・初めて申請される方や新中学1年生の方は、「1学期申請」、「2学期以降申請」の両方を行ってください。
- ・新中学1年生以外の方で、前年度に「2学期以降申請」で認定された方は、辞退しない限り自動的に「1学期申請」の認定手続きを行います。「2学期以降申請」は必要になります。※毎年1回申請が必要

●認定・支給決定

申請月の翌月からの認定・支給となります。決定は、学校を通じて保護者に通知します。

4月申請の場合は5月に決定し、4月に遡って認定・支給となります。

●認定基準

世帯員の合計需要額の1.3倍を基準額とし、世帯員の所得額の合計が基準額を下回ることが、準要保護児童生徒の認定基準となります。

○「世帯員」とは

児童生徒と同居し、生計を共にしている方をいいます。

- ・住民票で世帯を別にしていても、同じ家屋で生計を共にしている場合は、世帯員とみなします。
- ・単身赴任などで別居していても、その方の収入で生活している場合は、世帯員とみなします。

○「合計需要額」とは

生活保護法の保護基準のうち生活扶助基準、住宅扶助基準、教育扶助基準及び学校給食費を基に算定した世帯員の需要額の合計をいいます。

- ・保護基準は、家族の人数や年齢により異なります。
- ・生活保護法の改正により、保護基準は変更されることがあります。

○「所得額の合計」とは

世帯員すべての所得の合計です。

申請する月によって、対象となる所得が変わります。

- ・1学期申請（4月～6月）に申請した場合は、前々年の所得が対象となります。
例：令和8年4月申請→令和6年中の所得
- ・2学期以降申請（7月～2月）に申請した場合は、前年の所得が対象となります。
例：令和8年7月申請→令和7年中の所得

※現在の収入が対象の年の所得に比べて著しく減少しているなど所得額等に変化が生じている場合は、学務課にご相談ください。

問い合わせ

印西市教育委員会学務課学務係

TEL 0476-33-4704